

「やまがた秋・冬の芸術祭を一緒に盛り上げよう！プロジェクト」
参加に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「やまがた秋・冬の芸術祭」(以下「芸術祭」という。)において芸術祭実行委員会又は実行委員の関係団体(以下「実行委員会等」という。)以外の者が主催する、山形市内で開催される文化芸術に関するイベントを、芸術祭の一環として実行委員会等が実施する事業と一体的に広報する「やまがた秋・冬の芸術祭を一緒に盛り上げよう！プロジェクト」(以下「盛り上げプロジェクト」という。)の参加に関する基準及びその事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 盛り上げプロジェクトの参加対象となる事業は、山形市内で開催される文化芸術に関するイベントで、不特定多数に集客を図るものとする。

- 2 盛り上げプロジェクトの参加対象となる事業の主催者は、実行委員会等以外の個人、企業、団体とする。
- 3 盛り上げプロジェクトの参加対象となる事業の実施期間は、令和6年9月1日以降に始まり、令和7年2月28日以前に終了するものとする。
- 4 盛り上げプロジェクトの参加承認の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業等のうち実行委員会が適当と認めるものとする。
 - (1) イベントの内容が、文化芸術に関するものであること。
 - (2) 特定の者又は限られた会員に係るイベントでないこと。ただし、当該イベントの効果が広く市民に波及すると認められるものについては、この限りではない。
 - (3) 専ら営利を目的とするもの(営利を目的としているものであっても、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有するものを除く。)でないこと。
 - (4) 法令又は公序良俗に反するイベントでないこと。
 - (5) 政治団体若しくは宗教団体の活動又は特定の政治若しくは宗教のための活動と認められるイベントでないこと。
 - (6) その他盛り上げプロジェクトの参加承認を行うことが不適当と認められるものでないこと。

(申込の手続き)

第3条 盛り上げプロジェクトへの参加を希望する者は、参加申込書(別記様式

第1号) に関係書類を添えて実行委員会に申しなければならない。

- 2 前項の規定による申込は、盛り上げプロジェクトの参加承認を受けようとするイベントの開催日の14日前までにしなければならない。ただし、実行委員会がやむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。

(盛り上げプロジェクトの参加承認)

第4条 実行委員会は、前項第1項の規定による申込があったときは、速やかにその内容を審査し、盛り上げプロジェクトへの参加承認の可否を決定し、適当と認めるときは、参加承認通知書(別記様式第2号)により、適当でないと認めるときは参加不承認通知書(別記様式第3号)により当該申込をした者に通知するものとする。

- 2 実行委員会は、盛り上げプロジェクトへの参加承認に際し、必要な条件を付することができる。

(承認事業の中止)

第5条 盛り上げプロジェクトへの参加承認を受けたイベントの主催者は、承認を受けたイベントを中止するときは、速やかに承認事業中止届(別記様式第4号)により実行委員会に届け出なくてはならない。

(事業実施報告)

第6条 盛り上げプロジェクトの参加承認を受けたイベントの主催者は、イベント終了後速やかに事業実施報告書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、盛り上げプロジェクトに関する個別の基準、具体的な取扱いについて必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月21日から施行する。